

柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）
プロポーザル実施要領

令和 5 年 7 月
柳川市 建設部 都市計画課

目 次

- 1 目 的
- 2 一般事項
 - (1) 名 称
 - (2) 趣 旨
 - (3) 選定方式
 - (4) 工事内容
- 3 参加申込者の資格要件等
 - (1) 市内事業者
 - (2) 市外事業者
 - (3) 市内事業者、市外事業者共通
- 4 参加申込
 - (1) 提出書類（市内事業者・市外事業者共通）
 - (2) 提出書類（市外事業者のみ）
 - (3) 受付期間および提出方法
- 5 企画提案書の提出
 - (1) 提出書類
 - (2) 受付期間および提出方法
- 6 参加申込および企画提案書の提出先
- 7 質問および回答
 - (1) 提出方法および提出先
 - (2) 受付期間
 - (3) 回答方法および回答期間
 - (4) その他
- 8 現地視察
- 9 審査・選定
 - (1) 審査・選定方法
 - (2) 審査結果の通知・公表
 - (3) 審査結果等に対する説明
- 10 日 程（一部予定を含む）
- 11 工事請負契約の締結
- 12 著作権および提出書類の取扱い
- 13 経費の負担
- 14 失 格
- 15 そ の 他
- 16 問い合わせ先

別添

- ・ 柳城児童公園遊具等設計・施工（公募型）プロポーザル要求水準書
- ・ 企画提案書評価基準
- ・ 参考資料
 - 参考資料 1：位置図
 - 参考資料 2：平面図
 - 参考資料 3：既存遊具・施設写真（現況）
 - 参考資料 4：柳川市公園遊具等改善計画
- ・ 提出書類作成要領
 - 様式第 1 号 参加申込書
 - 様式第 2 号 配置予定技術者届出書
 - 様式第 3 号 施工実績届出書
 - 様式第 4 号 誓約書兼同意書
 - 様式第 5 号 質問書
 - 様式第 6 号－1 企画提案書
 - 様式第 6 号－2 企画提案書
 - 様式第 6 号－3 企画提案書
 - 様式第 7 号 工事費内訳書
- ・ 柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）プロポーザル
審査委員会設置要綱

1 目 的

本市の施策として掲げている「柳川の子育て、暮らしに幸せを感じる人づくり」の子育て支援の一つとして、令和3年度に柳川市公園遊具等改善計画を策定しており、令和5年度は「柳城児童公園」の遊具等の整備を計画している。

複合遊具等の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により、複数の事業者の豊富な経験、高い専門性、技術力、企画力等の提案を比較検討し、本市の条件に最も適した提案を行った優れた事業者を、本工事の当該工事請負候補者として選定することを目的としている。

2 一般事項

(1) 名 称 柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）プロポーザル

(2) 趣 旨 本プロポーザルは、遊具の設計・施工案の提出を求めるもの。

(3) 選定方式 本プロポーザル方式は、公募型とし審査委員会で当該工事請負候補者を選定する。

(4) 工事内容

① 工 事 名：柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・設置工事

② 施 工 場 所：福岡県 柳川市 坂本町 5 番地 1

③ 工 期：契約締結日の翌日から令和6年2月22日(木)まで

④ 発 注 方 式：実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

⑤ 工 事 概 要：実施設計、製作

インクルーシブ遊具等の設置（基礎工事含む）

安全施設の設置（セーフティサイン、安全マット、安全柵等）

遊具設置に伴う整地（提案内容に準ずる）

利用に関する注意看板（宝くじ広報表示含む）設置等

休憩施設（東屋等）設置

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

⑥ 総工事価格：15,000,000 円以内（消費税および地方消費税を含む）

⑦ 要 求 事 項：「柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）プロポーザル要求水準書」のとおり

3 参加申込者の資格要件等

本プロポーザルの参加申込者は、次のすべての資格要件を満たすこと。

(1) 市内事業者

① プロポーザル参加申込書の提出期限から契約締結日において、柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）及び福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日 62 管行第40号の2

総務部長依命通達)の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

- ② 本市の競争入札参加資格者名簿の「機械器具設置工事」に登録されている者で、工事別格付(その他専門工事)がA等級(総合数値 580 点以上)であること。
- ③ 過去 10 年以内に、国又は地方公共団体が発注した工事において、複合遊具等の設置を施工した実績を有する者であること。

(2) 市外事業者

- ① 柳川市建設工事等の請負契約に係る競争入札参加資格規程(平成 17 年柳川市告示第 7 号)第 2 条第 1 項の各号及び第 3 項の各号に該当しない者であること。
なお、同規程第 2 条第 1 項第 4 号中の「競争入札参加資格審査申請書」は、本実施要領の「参加申込書」に読み替えるものとする。
- ② プロポーザル参加申込書の提出期限から契約締結日において、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和 62 年 6 月 30 日 62 管行第 40 号の 2 総務部長依命通達)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 建設業法第 3 条第 1 項に基づき「機械器具設置工事業」の許可を得ている者で、経営事項審査の機械器具設置の総合評価値が 580 点以上であること。
- ④ 過去 10 年以内に、国又は地方公共団体が発注した工事において、事業費 10,000 千円以上の複合遊具等の設置を施工し、又は設計・施工した実績を有する者であること。
- ⑤ 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(3) 市内事業者、市外事業者共通

- ① (一社)日本公園施設業協会の S P 及び S P L 認定製品を設置できるものであること
- ② (一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。
- ③ 複合遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有し、補修部品交換等のメンテナンスに迅速に対応できる業者であること。

4 参加申込

提出書類について、市内事業者は(1)の書類を、市外事業者は(1)及び(2)の書類を提出すること。

(1) 提出書類(市内事業者・市外事業者共通)

- ① 参加申込書(様式第 1 号)
- ② 配置予定技術者届出書(様式第 2 号)
- ③ 施工実績届出書(様式第 3 号)

※過去 10 年間(平成 25 年度実績から)の複合遊具の施工実績が確認できる工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、工事概要が確認できる資料又は工事实績情報システム(CORINS)に基づく登録内容が確認できる書類の写し、下請の場合は、元請との契約等が確認できる書類の写し

(2) 提出書類(市外事業者のみ)

- ① 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

- ア 令和 5 年 6 月 1 日現在有効な許可についての許可証明書又は許可通知書を提出すること。
- イ 許可更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出すること
- ② 納税証明書「未納の税額（滞納）がないことの証明」
 - ア 国税「法人税、消費税及び地方消費税」（その 3 の 3）及び福岡県税について「未納の税額（滞納）がないことの証明」を提出すること。委任する場合は、区分は受任者の営業所の所在地で考えること。
 - イ 参加申込日以前 3 ヶ月以内の発行に限る。
- ③ 登記簿謄本（履歴事項の全部証明書）
- ④ 誓約書兼同意書（様式第 4 号） ※様式が両面印刷されたものを提出すること。
誓約書兼同意書の内容及び裏面の関係法令を熟読のうえ、記名押印すること。
誓約書兼同意書に記載する代表者氏名は、本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は会社の実印を使用すること。
- ⑤ 経営事項審査結果通知書
結果通知書右上に記載されている通知日が、令和 5 年 6 月 1 日までにある最新の総合評定値通知書を添付すること。なお、「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の数値等の欄が「無」となっている場合、その「無」となっているものに加入した証明書類の写しを添付すること。

（3）受付期間および提出方法

- ① 受付期間：令和 5 年 7 月 14 日（金）から令和 5 年 7 月 28 日（金）まで
- ② 提出方法：持参又は郵送
 - ※持参の場合の受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - ※郵送の場合、簡易書留で令和 5 年 7 月 28 日（金）必着のこと。
- ③ 提出部数：正本 1 部

5 企画提案書の提出

（1）提出書類

- ① 企画提案書（様式第 6 号－1、様式第 6 号－2、様式第 6 号－3）
※提案数は、1 社につき 1 提案とする。
- ② 提案目的物の概要図（完成予想イラスト A3 サイズ（カラー））
- ③ 配置図および構造図（製品の概略寸法、材質が分かる三面図（平面図、立面図、側面図））
- ④ 施工計画書（工程表、施工方法等）
- ⑤ その他必要に応じて補足説明資料
- ⑥ 見積書（工事内訳書）（様式第 7 号）
- ⑦ 別途参考資料として、完成後 10 年間に必要となる維持管理費用を 1 年毎にまとめて維持管理ランニングコスト表（任意様式）を提出

- ⑧ 計画工程表（任意様式）（設計から施工）
- ⑨ プレゼンテーションボード A3 サイズ 1 枚
※図面は A3 片面印刷（縮尺 1/100 程度）とし、A4 サイズに製本して提出
※三面図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物全てについて明示
※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと

（2）受付期間および提出方法

- ① 受付期間：令和 5 年 8 月 3 日（木）から令和 5 年 8 月 21 日（月）まで
- ② 提出方法：持参又は郵送
※持参の場合の受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
※郵送の場合、簡易書留で令和 5 年 8 月 21 日（月）必着のこと。
- ③ 提出部数：11 部（正本 1 部、副本 10 部）および電子データ（1 枚：CD-R）
※副本およびプレゼンテーションボードには、業者名の表示を行わないこと。またプレゼンテーションボードの作成数は A3、1 部とする。

6 参加申込および企画提案書の提出先

提出先：柳川市 建設部 都市計画課 施設管理係
〒832-8601 福岡県柳川市本町 8 7 - 1
TEL：0944-77-8555（直通）
FAX：0944-73-2516

7 質問および回答

（1）提出方法および提出先

- ① 提出方法：質問書（様式第 5 号）により電子メールで行う。
質問の未到着を防ぐため、電話によりメール着信の確認を行うこと
- ② 提出先：柳川市 建設部 都市計画課
E-mail：toshikeikaku@city.yanagawa.lg.jp

（2）受付期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から令和 5 年 7 月 31 日（月）の午後 5 時 00 分まで

（3）回答方法および回答期間

- ① 回答方法：参加申込書を提出した全ての事業者に対し、下記期間中に質問および回答のみを電子メールで回答する。なお、データが重い場合は複数回に分けて回答することもある。
- ② 回答期間：令和 5 年 7 月 14 日（金）～ 令和 5 年 8 月 2 日（水）

（4）その他

- ① 質問および質問に対する回答は、本実施要領、要求水準書および提出書類作成要領の追補とみなす。

- ② 質問書（様式第 5 号）以外の手段で提出された質問に対しては回答しない。
- ③ 質問の内容によっては回答できない場合がある。
- ④ 質問に対する回答で、事業者名等は公表しない。
- ⑤ 質問がない場合も、その旨電子メールで連絡する。

8 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。

9 審査・選定

（1）審査・選定方法

① 審査方法

- ア 複数の参加申込者があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合は、参加資格要件を満たすものの中から、提出書類を審査し、実績（施工場所、発注方式、受注形態等）により 5 者程度選定する。
- イ 参加申込者が作成提出した企画提案書（様式第 6 号ー1、様式第 6 号ー2、様式第 6 号ー3）、提案目的物の概要図および構造図について、柳城児童公園インクルーシブ遊具等設計・施工（公募型）審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、評価基準に基づき評価を行う。また、企画提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、プレゼンテーション（提案者による提案内容説明）および質疑応答を実施する。
- ウ 審査委員会の評価結果から、評価点が最高の提案をした者を契約候補者とし、当該事業者と契約に向けた協議を行う。また、次点の者を第 2 候補者に、その次の者を第 3 候補者とする。

② プレゼンテーションおよび質疑応答について

日時や会場等詳細については、別途連絡する。

- ア 持ち時間は各提案者 25 分（説明時間 15 分、質疑応答 10 分）程度とする。
- イ 説明内容は企画提案書に沿ったものとし、企画提案書等の差替えおよび追加資料の提出、模型の持ち込み、動画などの映像による説明は不可とする。
- ウ パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可とし、使用するスクリーン、プロジェクターは市で準備する。
- エ 出席者は、配置予定の主任技術者を含め 3 名以内とする。
- オ プレゼンテーションでは、審査委員に提案者名を公表しないものとし、説明資料への提案者名の記載や口頭での発言はできない。
- カ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、審査委員会の方法を変更して行うことがある。

（2）審査結果の通知

審査結果については、令和 5 年 9 月上旬（予定）参加申込者に通知する。

（3）審査結果等に対する説明

上記（2）の通知を受けたものは、通知をした翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日および祝日を除く）以内に、書面により、市長に対して審査結果等に対す

る説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日および祝日を除く）以内に、書面により回答する。

10 日 程（一部予定を含む）

1. 公募型プロポーザル実施要領の公表	令和5年7月14日（金）
2. 参加申込（提出書類）の受付期間	令和5年7月14日（金）から 令和5年7月28日（金）まで
3. 質問書の受付期間	令和5年7月14日（金）から 令和5年7月31日（月）まで
4. 質問書の回答期間	令和5年7月14日（金）から 令和5年8月2日（水）まで
5. 企画提案書の受付期間	令和5年8月3日（木）から 令和5年8月21日（月）まで
6. 審査委員会・プレゼンテーション	令和5年8月24日（予定）
7. 審査結果の通知	令和5年9月上旬（予定）
8. 工事請負契約の締結	令和5年9月中旬（予定）

11 工事請負契約の締結

- （1）契約に関しては、「9 審査・選定」により選定した、契約候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。
- （2）工事請負候補者との契約が成立しない場合は、順位が高い者から契約の交渉を行う。

12 著作権および提出書類の取扱い

（1）著作権

提出された提案書、提案目的物の概要図および構造図の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

（2）提出書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認めるときに、提案者の承諾を得ずに提案書、提案目的物の概要図および構造図を無償で使用できるものとする。

13 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

14 失 格

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件等」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (5) 参考見積書の金額が「2 一般事項 (4) 工事内容 ⑥総工事価格」を超過したもの
- (6) その他本実施要領に違反すると認められる場合

15 そ の 他

- (1) 市は、工事請負候補者の審査、選定を行うために必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、柳川市情報公開条例（平成 22 年条例第 6 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (6) 工事請負契約が成立するまでの間において、参加申込者が「14 失格」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。
- (7) 本プロポーザルにおいて市が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (8) 契約締結後、受託業者名を公表する。

16 問い合わせ先

柳川市 建設部 都市計画課 施設管理係
〒832-8601 福岡県柳川市本町 8 7 - 1
TEL : 0944-77-8555
FAX : 0944-73-2516
E-mail : toshikeikaku@city.yanagawa.lg.jp